

## 高知競馬場遊具広場整備業務委託仕様書

- 1 業務名  
高知競馬場遊具広場整備業務委託
- 2 目的  
高知競馬場では昭和60年の開場以来、初めての大規模な改修工事を進めている。  
今年度はその第2期に当たり、スタンドや厩舎の整備と併せて外構の整備を計画しており、老朽化した遊具も全面的に更新する予定である。  
本件は、子ども達が最新かつ発達支援に優れた遊具でのびのびと遊ぶことができ、高知競馬場の魅力向上に資する遊具広場整備業務を行う能力と意欲を備えた事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。
- 3 遊具広場設置場所
  - (1) 所在地  
高知県高知市長浜宮田2000番地  
高知競馬場内（別添「遊具広場設置場所位置図」参照）
  - (2) 設置場所及び面積  
1,186.13㎡（別添「敷地求積図」のとおり。）
- 4 契約期間（履行期間）  
契約締結日から令和4年3月31日まで
- 5 業務内容
  - (1) 遊具広場の整備
    - ア 遊具広場レイアウトの作成  
対象年齢は0才から小学6年生まで、利用人数は大人と子ども合わせて100人以上とし、年齢に応じたエリアに区分するとともに、親子がふれあい、一緒に遊ぶことのできるレイアウトを作成する。
    - イ 遊具等の調達、整備  
アで提案のエリア分けに適した遊具を選定し、調達、整備する。
    - ウ 遊具等の清掃、点検等のマニュアル作成  
来場者が安全・安心に遊具等を使用するために、管理者が実施する遊具等の清掃、点検等のマニュアルを作成する。
    - エ 遊具広場保守計画の作成  
遊具広場を安全・安心な状態に保つため、遊具等の修繕や消耗品の入替え等の10年間の計画及びランニングコストを算出する。
  - (2) 担当職員との協議、立会い等  
必要に応じて組合の担当職員と協議、報告、立会いを行い、業務を進めること。
  - (3) 納品・搬入・整備作業時間についての協議  
遊具等納品日は令和4年3月を予定しており、作業時間は原則として午前9時から午後5時までを見込むが、高知競馬場改修に係る他の工事との調整が必要なため、詳細の日程については、別途担当職員と協議の上、作業時間を決定すること。
- 6 指定
  - (1) 製品仕様
    - ア 高知競馬場のシンボルとなるような規模及び外観とすること。

- イ 次の(ア)及び(イ)のいずれかの規準に準拠すること。
  - (ア) 国土交通省が定める都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月30日）
  - (イ) ドイツ規格協会（DIN）が定めるEN-1176及びEN-1177
- ウ ISO9001認証工場で製造された製品とすること。
- エ 鋼材、鋼製品、鋼管類、鋳鍛造品類、ボルト・ナット類及び座金類については、耐久性及び防錆性を確保するため、日本産業規格（JIS規格）H8641に定める種類の溶融亜鉛鍍金を施すこと。
- オ 全ての部材が補修又は交換可能な設計とすること。

(2) 製品種別等

次のアからクまでに該当する製品等を企画提案に含めること。

- ア 滑り台
- イ 複数人が同時に乗れるグループスウィング
- ウ 四国内で初導入となる遊具
- エ 水深5cm以下の水遊びができる場所
- オ ベンチ及びテーブル等の休憩設備
- カ 照明器具（夜間も遊具広場を利用するため。）
- キ 設置場所全体をHIC（Head Injury Criteria／頭部損傷基準）1000以下の床材で舗装すること。
- ク 設置場所全体及び5の(1)のアのエリアごとに柵で囲み、数箇所の出入口を設けること。

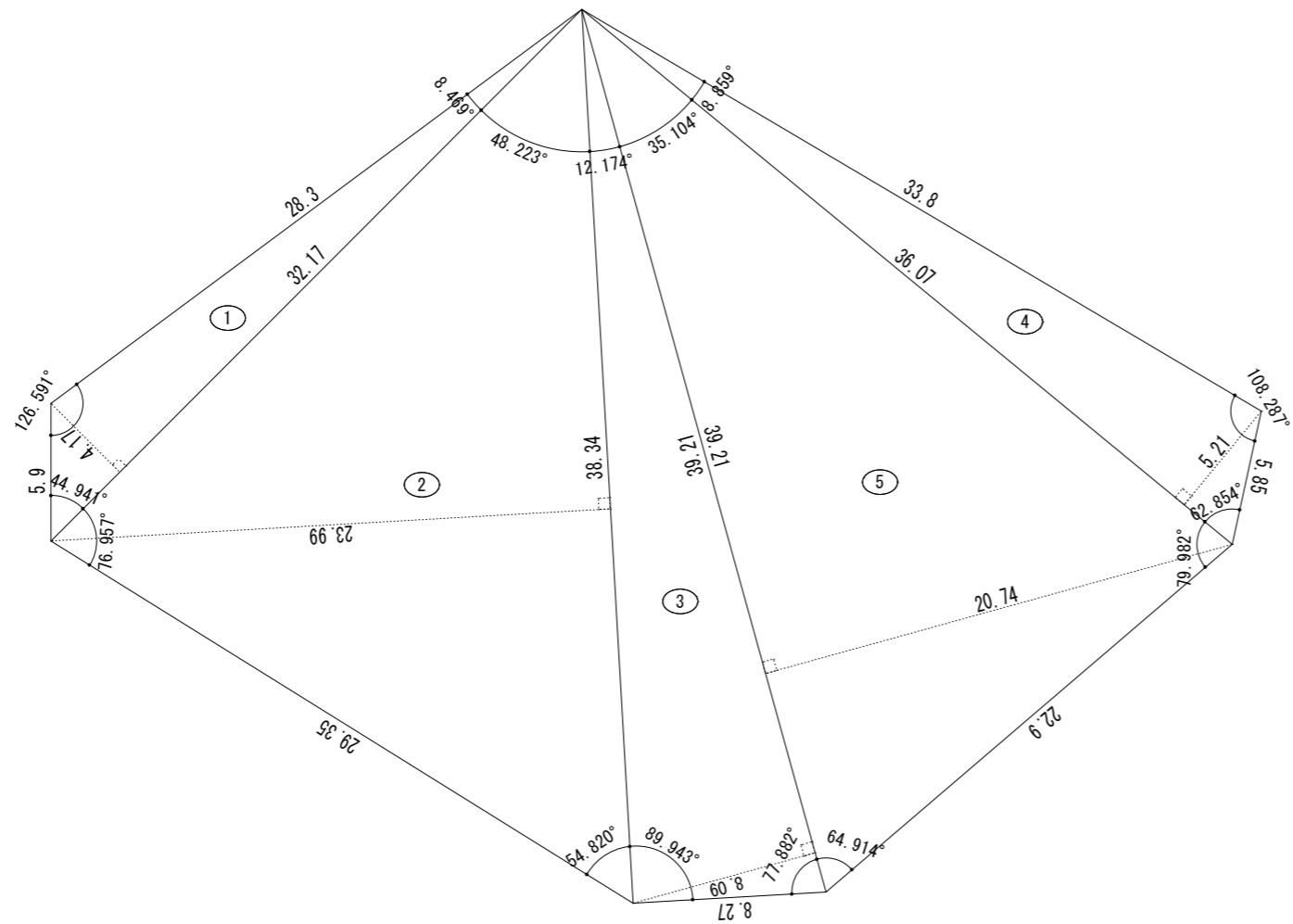
7 その他

- (1) 一括再委託等の禁止  
業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 仕様書記載外の事項  
この仕様書に記載されていない事項又はこの仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、検討資料を提示して担当職員と協議するとともに、誠実に対応すること。
- (3) 保証期間  
遊具等の保証期間は、設置完了の日から最低2年間とするが、各遊具にそれ以上の期間が設けられている場合は、その期間を対象とする。
- (4) 保険  
本委託業務完了後10年を経過する日まで、受託者が対人対物ともに保険金額5億円以上の生産物賠償責任保険に加入済みであること。
- (5) 不具合等  
遊具等について、(3)の保証期間中に不具合及び故障等が発生した場合は、速やかに補修若しくは修繕又は新品との交換（以下「補修等」という。）を行い、施設の運営に支障が生じないようにすること。また、(3)の保証期間満了後についても、本委託業務完了後10年を経過する日まで、有償による補修等を行うこと。
- (6) 打合せ  
必要に応じて適宜打合せを行うこと。
- (7) 支払い  
費用については、業務完了に伴う検査合格後、受託者が発行する請求書に基づき支払う。
- (8) 関係法令の遵守  
本委託業務を実施するに際して、関係法令を遵守すること。



敷地求積図 S=1/300

敷地面積 1,186.0m<sup>2</sup>



番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
1	32.17	4.17	134.1489	67.07445
2	38.34	23.99	919.7766	459.88830
3	39.21	8.09	317.2089	158.60445
4	36.07	5.21	187.9247	93.96235
5	39.21	20.74	813.2154	406.60770
合 計				1,186.13725
敷地面積				1,186.13 m <sup>2</sup>